

令和6年度 第3回大津市バリアフリー推進協議会 議事録

日時:令和6年11月20日(水)10時00分～

場所:大津市役所 新館2階 災害対策本部室

1 開会(事務局)

2 あいさつ(座長)

取組3 議題

【議題(1)移動等円滑化促進方針の策定と次期バリアフリー基本構想の改定について(振り返り)】

【議題(2)次期バリアフリー基本構想等の重点整備地区の設定に向けた考え方について】

(資料に基づき、事務局から説明)

座長 :議題(1)と、(2)の1について、意見や質問等ありますか。

(質疑)

委員 :重点整備地区の駅のエレベーターについて、現時点でどの程度進んでいるのか。また、民間施設のバリアフリー化について、行政から補助を出せないのか。

事務局:エレベーター未設置駅4駅については、JR 西日本に対して、市から設置要望を重ねている。JR 湖西線の利便性プロジェクト会議を滋賀県、大津市、高島市、長浜市で設置しており、その中でも、JR 西日本に対してエレベーターの未設置駅の設置について要望させていただいた。2点目の、補助制度については、現時点で大津市がバリアフリー整備に関する補助制度を設けておりません。滋賀県では合理的配慮の提供に係る費用に対して助成する制度を設けております。そうした民間事業者を支援できる仕組みを、他都市の事例などを踏まえ研究していきたい。

委員 :エレベーターの設置はまだ進んでいないということか。

事務局: JR と協議を重ねているところである。まずはこの基本構想にしっかりと位置づけるということが重要であり、今回この計画に位置づけることによって、さらに強く要望することができると考えている。

座長 : 計画的に進めてほしい。補助についても、ほかの県や市でどういう仕組みがあるということも情報収集し、ぜひ大津市でも導入してほしい。

事務局 : 滋賀県では合理的な配慮の提供に係る費用の助成として10万円を上限とした助成制度がある。町田市では民間事業者へのバリアフリー整備の補助がある。民間事業者のバリアフリー化の推進に向け、今後も引き続き研究していきたい。

座長 : 議題(2)の2から4まで説明をお願いします。

(資料に基づき、事務局から説明)

座長 : 議題(2)の2から4までについて、意見や質問等ありますか。

(質疑)

座長 : 道路の特定事業について、具体的に、例えばこの路線のどこがどうなっているというリストとか、それが何個あって、10年間でどれぐらいのペースでやるのかなど、計画の中で位置づけられないのか。

事務局: 概ね、カルテの作成を完了しており、例えばその路線の中で3カ所グレーチングが細目になっていない等を把握している。その結果を踏まえ、適切に指標管理、年間に何カ所以上やっていくという目標を設定し、カルテで進捗を確認しながら計画的に進める。また、随時修繕できる部分は修繕していきたい。整備箇所や内容については適宜協議会で報告させていただく。

委員 : 改善をしたあとのフォローアップという面での取組も必要ではないか。一人一人考え方はいろいろあるが、全体の意識として「よくなった」と感じる方が市民の中に何%ぐらいいるかということを知りたいと思った。

事務局: 現行の基本構想においても、実施できていない事業があるため、次期計画に反映する。次期基本構想では継続的な協議ができるような仕組みを記載している。施設設置管理者や道路管理者等と協力し、バリアフリー整備を推進していきたい。また、利用者の意見を踏まえた整備が重要と考えている。視覚障害者協会の協力により改善点等のご意見をいただいている。現状、まだ直せていないところはあるが、1つ1つなくしていくという、実際に感じられているバリアをなくしていく

というところは、次期基本構想では重視してやっていきたい。

座長 : この協議会の中では、今までも毎年進捗率が何%という報告があるが、一般市民がそれを見ているのか、感覚としてどう感じているか、ということも気になるところである。市で実施するアンケートなどで、バリアフリーに関してどう感じているか、10年前に比べてどうなったかを聞いても良いと感じた。

事務局:心のバリアフリーの観点で、まずは関心を持ってもらうことや、いろいろな方々にバリアフリーの取組に興味を持ってもらうことも大事だと思っている。現状をどう考えているかなど、市民意見の把握方法も検討していきたい。

委員 : 生活関連経路に指定されていれば、全部特定事業になるという理解で良いか。

事務局:そうではない。あくまでも施設設置管理者との協議の中で、特定事業として実施することになった事業を位置づけ、10年間で計画し、実施できる可能性がある事業を設定するものと考えている。難しい事業もすべて位置づけるという認識ではない。

座長 : 10年間で実施するというのが特定事業という理解でよいか。継続協議の事業は、特定事業にならないという理解でよいか。

事務局:そのとおりである。継続協議の事業は、整備方法が決まっていない段階であり、現時点で目標時期を定め、特定事業として整備するのは難しいという認識である。

座長 : 資料の左側は特定事業で、一番右はまだ特定事業ではないという理解でよいか。

事務局:そのとおりである。

座長 : 議題(2)の5、6について、説明をお願いします。

(資料に基づき、事務局から説明)

座長 : 議題(2)の5、6について、意見や質問等ありますか。

(質疑)

委員：京阪石山、JR 石山駅、JR 瀬田駅は、大津市の駅の中でも利用者数が多い。ここは本当にバリアフリーが完全に取り残されているところであるため、今後こうやっていきますという計画を地図等で示してほしい。また、比良駅はエレベーターが設置されている。バリアフリー法では3000人超えたらエレベーターを設けるとなっているが、比良駅でそれだけの需要が見込める設備というのは大学があるからか。

事務局：JR 石山駅、JR 瀬田駅については、現基本構想には入っていない地区のため、ご指摘いただいたところから随時整備を行っているところである。また、新しい都市計画道路の整備の際に、縦断的に点字ブロックを設置する等も実施している。今回、基本構想に位置づける地区においては、経路のバリアフリーチェックを実施し、課題を把握した。特定事業については、地図等を用いて、整備箇所と内容がわかりやすくお伝えできる資料の作成を検討し、提示する予定です。。

次に、比良駅については、大学の最寄り駅になっており、大学生の利用が多く一時的に3000人を超えていたためエレベーターの設置ができたという経緯がある。促進地区を決める際の指標として、エレベーター未設置で上下移動が必要で困っているところを選んでいる。比良駅については既にエレベーターが設置されているため、今回は入っていない。

堀内委員：志賀とか蓬萊とか近江舞子、北小松など、ほかの駅はバリアフリー法で定める3000人に達していないということか。

事務局：3000人に達していない。

委員：利用者数3000人以上超えたというのは納得できるが、私たち障害者の立場、それから車いすとか高齢の方、子育て中の乳母車を押しているお母さんのことを考えると、比良駅の最寄りの大学はスポーツ大学であり、元気な方が3000人いるところにエレベーターをつけて何か意味があるのでしょうか。それよりも、車いすに乗っているかとか高齢者の方、子育て世代が多いところ、その辺を調査して、そういう方が多いところにつけてもらったほうがより公平というか、バリアフリーに近いのではないかと思う。

事務局：バリアフリー法に基づく基本方針を国が定めており、その中で3000人以上の駅はバリアフリー化していくというものであり、2000人以上で基本構想に位置づけられている駅もバリアフリー化していくとなっている。また、2000人を超えていなくても、バリアフリー基本構想に位置づけられていれば努力していくとなっ

ている。比良駅はこうした方針に合致したので整備してもらえた。今のご意見のとおり、利用者数ではなく、高架駅を優先的に整備方針に置いてバリアフリー化してほしいということを、国や JR 西日本に要望している。

座長 : 確かに国の基準というのは利用者数とか、数で優先順位を決めることが多いが、数だけでないだろうというのはあると思うので、ぜひバリアフリーに合った基準の作り方をうまく提言できるといいと思う。促進地区の7エリアを選ぶときも高齢者の数とか、いろいろなものを指標にして決めているので、どのようにしたら国の基準だけで選ばれないところをうまく位置づけられるのか、考えていければと思う。

委員 : 住基台帳で高齢者や子育て世代が多いとか、そういった資料を活用すればもう少し柔軟に対応できるのではないかと思う。

座長 : 高齢者人口や子育て人口など、いろいろな指標を考慮していたと思う。

事務局: 高齢者の人口や要介護者数も踏まえている。それらの指標を踏まえても、まずはエレベーターがない地区を大津市としてバリアフリーの推進地区としていくことが重要だと思っており、上下移動のバリアフリー化の配点を大きくしている。駅舎については、3000人以上というのはあるが、JR 管内には数多くの駅がある中で、まず利用の多いところから整備していくということも理解できる。基本構想に位置づけることで、要件が緩和され2000人となるため大津市としては、まず基本構想に位置づけることが、重要と考えている。

委員 : エレベーターの整備は高額であるが、韓国のソウルに行ったときに、階段のところに上っていく簡易エレベーターがあったが、それであれば設置は比較的安いし、時間もかからないと思うので、そういう方法も検討してはどうか。

事務局: 昇降機のことかと思う。リフトのような形もバリアフリー整備と思う。また、現状は利用する方々が事前に連絡し、人的な支援のもとで上り下りする支援を事業者が実施している。様々な考え方がある中で、施設設置管理者と協議を続け、バリアをなくしていけるように努力する。

【議題(3)心のバリアフリーの取組方針について】

座長 : 議題(3)について、説明をお願いします。

(資料に基づき、事務局から説明)

座長 : 議題(3)について、意見や質問等ありますか。

(質疑)

座長 : ここでは役割と取組例が記載されているが、計画には市として具体的に実施することが記載されるのか。

事務局: バリアフリーマップの作成の検討やまち歩き点検は定期的に協議会として続けていくことを考えている。あと、今回、事業者への意向調査で、バリアフリーに関する社内研修の内容等を聞いている。交通事業者であれば社内研修をされているが、そのような取組事例の提供や、団体間で連携して心のバリアフリーの取組ができないか等を検討していきたい。

【議題(4) 移動等円滑化促進方針の策定と次期バリアフリー基本構想の改定について(まとめ)】

座長 : 議題(4)について、説明をお願いします。

(資料に基づき、事務局から説明)

座長 : 議題(4)について、意見や質問等ありますか。

(質疑)

座長 : 評価指標の目標値で、年1回、協議会への報告はもちろんしていただければよいが、実施したことの市民向けの情報発信や情報提供を入れてほしい。

事務局: わかりました。

委員 : 現にドラマで大津はすごく観光客が多くなり、石山駅にもたくさんの方が訪問されている。そういう状況の中で、観光に来られた方が困っていることがないか気になっている。車いすの探検隊というグループが石山駅とかいろいろ歩いて、問題点をブログに載せているが、そういう情報が我々のほうにどんどん入ってきて、

ここで提案させていただけるという道筋、また直接大津のほうに入るという道筋がないかなということを最近感じている。

事務局：今回、継続的なバリアフリーという基本方針の2番の中で、バリアフリーに関する課題箇所やご意見を伺うようなことができる仕組みをつくりたい。車いす探検隊とは、今年度から駅舎等のバリアフリーチェックの情報についても、情報交換をしている。今後も引き続き協力いただき、情報交換をしながら課題箇所を把握するということを1つ1つやっていくことがバリアフリー化につながると思っている。

座長：生活の視点でいろいろ話をしてきたが、観光という視点は今まであまりなかったような気がする。大津市は観光客が多いので、観光部局とも情報共有し、計画に反映してほしい。

事務局：国スポ、障スポに向けて、探検隊で観光地の調査を今後していくということも聞いている。その中ででてきた問題点については、我々もしっかり把握し、改善していきたい。

【議題(5)今後のスケジュール(案)について】

座長：議題(5)について、説明をお願いします。

(資料に基づき、事務局から説明)

座長：議題(5)について、意見や質問等ありますか。

(質疑)

座長：では、説明のとおり、3月まで進めていただければと思う。

4 その他

委員：名神大津から北部へ抜ける道路では、ガードレールがついているところに樹木が植えてあり、歩行がだんだんと困難になるように樹木の成長が進んでいる。ガードレールがあり、なおかつ植樹帯がある歩道はどのように設計されるのか。樹木はガードレールがあれば必要ないのではないかと。木が大きくなって車いすの人

が通行できにくくなるという道があると思うので、切ってもいいのではないかと感じている。会員にも意見を聞いたが、安全な道路であれば切ってもいいのではないか、歩行を優先したほうがいいのではないかという意見のほうが多くあった。

委員：この点については本日の資料の3ページの左側下、緑で囲まれているところに、一番下の「得られた意見について」、ということで書かせてもらっている。街路樹を撤去し、歩道を拡幅することは効果的であるが、安全対策も併せて実施する必要があると言っていた。それと、今言っていた道路の歩道は幅員がそんなに広くない中で、樹木がかなり大きくなり、歩道の有効幅員を欠損させているという状況かと思う。6ページ、説明にはなかったのですが、(1)バリアフリー整備に関する意見や意向の中で、街路樹を伐採して歩道拡幅するのは効果的と考える、周辺住民の理解を得て実施していく必要がある、としている。今は明確なルールはないが、例えば有効幅員2m 以上ないような歩道の樹木を伐採すること、併せて安全対策を講じるということ、一方で、その樹木に対して思いを持たれている地域の方もいる中で、理解もいただきながら進めていくには、指針が必要だと思うので、検討しているところである。

座長：昔と今では変わってきていると思うので、その辺も今の時代に合わせて変更する等検討していただければと思う。

事務局：資料1について、特定事業の表記についてというものを配布している。今後、特定事業については、こういう形で計画に反映していきたいということで、参考としてお配りした。例えば公共交通事業者であれば出入口の段差解消や、スロープの設置等、整備項目について、「5年、10年を目標に整備」や、「継続して実施」、「継続協議」の中で、該当するものに丸を付けています。このように特定事業を整理し基本構想に掲載することを考えております。

また、整備項目については、事務局で想定して書いているが、各事業者が独自に作成することにも対応できるようにしたいと考えている。また、こちらにつきましても意見があれば、受付ける。

座長：ほかにないようなので、本日の議事はこれで終了とする。

5 閉会

以上